

## 「一票の力を信じて 投票へ」

### 投票日時 ▶ 7月21日 (日) 午前7時～午後8時

平成13年7月22日までに生まれた人

②年齢要件

帳に記載されている人

月以上本市の住民基本台

入届出をし、引き続き3ヶ

平成31年4月3日までに転

①住所要件

人が登録されています。

で、次の要件に該当する

記載されている日本国民

簿には、住民基本台帳に

ばなりません。選挙人名

簿に登録されていなければ

投票するには、選挙人名

簿に登録されています。

#### 投票のできる人

参議院議員通常選挙で

投票用紙は2種類	投票方法
①大阪府選出議員選挙用投票用紙 (うす黄色地に黒色文字)	候補者名のみを記載する
②比例代表選出議員選挙用投票用紙 (白色地に赤色文字)	政党等名または名簿登載者名を記載する

# 参議院議員通常選挙

#### 住所を移転した人は

ご注意ください

#### 市内で転居した人

6月19日(水)までに市内転居の届け出をした人は、新住所地の投票所で、6月20日(木)以降に市内転居の届け出をした人は、旧住所地の投票所で投票できます。

#### 市内へ転入・市外へ転出した人

参議院議員通常選挙は国政選挙です。本市に転入しても本市の選挙人名簿に登録されていない人は前住所地で、また本市から転出して新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は本市で投票できます。ただし、異動日などの関係で投票できない場合もありますので関係選挙管理委員会にお問合せください。

#### こんな場合には、

期日前投票や不在者投票を

投票日の当日に、次のような理由で投票所へ行けない人は、期日前投票などの制度をご利用ください。

#### 期日前投票などのできる人

- ①仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- ②レジャーや買い物などで、投票日に投票区内にいない

#### ご注意

期日前投票をする際にその時点では満18歳に到達していない場合は、期日前投票ではなく、不在者投票をすることになります。そのため、投票箱に直接投票することは出来ません。

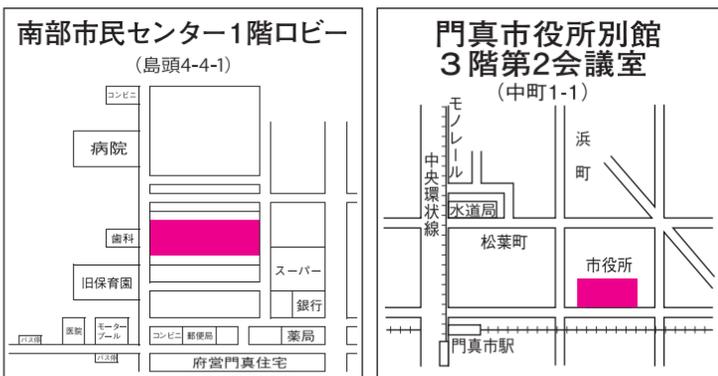
#### 出張先や滞在地で不在者投票をするには

「不在者投票宣誓書・請求書」で選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、滞在している最寄りの市区町村の選挙管理委員会へ投票してください。また、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム・保護施設などに入院・入所中の人が不在者投票を希望する場合は、病院長・ホーム長などに依頼すれば手続きの代行をしてくれます。

#### 入場整理券について

- 入場整理券がなくても選挙人名簿に登録されていれば、投票できますので投票所で申し出てください。
  - 入場整理券の裏面に宣誓書を印刷しておりますので、予めご家庭などでご記入のうえ、期日前投票所にご持参いただくこともできます。
- ※これまでどおり、期日前投票所では、宣誓書を発行しており、ご署名していただくだけで投票できます。

#### 期日前投票所のご案内



※参議院議員通常選挙は、国政に私たちの意見を反映させる大切な選挙です。私たちの代表を決める重要な一票を行使するため、みなさんそろって投票しましょう。